

## アジア・市民交流助成プログラム 申請要領

### 1 趣旨

日本と ASEAN 諸国を中心とするアジアとの交流の裾野を広げ、相互理解や友好親善を促進するために、市民レベル・地域レベルの交流事業を企画、運営、実施する日本国内の団体を対象に、経費の一部を助成します。

### 2 目的

国際交流基金アジアセンター（以下、アジアセンター）は、日本を含むアジア地域に住む人々が、交流や共同作業を通じてお互いを良く知り合い、アジアにともに生きる隣人としての共感や共生の意識を育てていくことを目指しています。

この目標を実現するため、アジアセンターでは主に以下の4つの目的を達成するための事業を実施・支援しています。

#### 交流の裾野を広げ、相互理解を促進すること

アジア域内の多様な文化を相互に紹介したり、幅広い交流・対話・出会いの機会を創出したりすることを通じて、日本におけるアジア理解やアジア諸国における近隣国理解を深め、交流の裾野を広げる。

#### 文化の担い手となる人材の育成や、制度や仕組みの整備・発展を促進すること

アジア諸国における文化の担い手となる人材の育成や、各国・地域の文化の保護・発展に必要なソフト・インフラ（文化面における制度・仕組み等）の整備・拡充を、交流や協働作業を通じて促進する。

#### 新たなネットワークの形成、持続的な交流基盤・プラットフォームの構築を促進すること

アジア諸国の文化の担い手同士を結び付ける新しいネットワークを形成し、共通の課題解決や目的達成に向けて自律的かつ継続的に対話・協力を進めるための持続的な交流基盤・プラットフォームを構築する。

#### 新しい価値・ムーブメントの創出、未来に向けた問題提起・提言を促進すること

アジアの中で文化・芸術における協力や共通課題解決に向けた共同研究などの協働の取組みを進め、その成果としての新たな価値やムーブメント、問題提起をアジアから世界に発信して交流の輪を広げていく。

「アジア・市民交流助成プログラム」は、これらのアジアセンターの活動目的のうち、特に の目的に合致した領域で、明確な目的と計画をもって活動を行う団体に対して、事業経費の一部を助成します。

### 3 対象事業

#### (1) 事業内容

日本又は ASEAN10 各国（インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス）で実施される市民レベルの各種交流事業を対象とします。日本と ASEAN10 各国が主対象で、日本からの参加があれば、多国間の交流事業でも対象となります。参加団体・協力団体（個人等）との連絡や交渉は申請者が責任を持って行うこととし、その詳細を申請書に明記していただきます。

< 事業形式の例（これらに限定するものではありません） >

- ・ ASEAN 諸国の方々を招いて日本国内で1週間の共同作業
- ・ 日本と ASEAN 諸国の学生会議
- ・ 日本と ASEAN 諸国の方が半年かけて作る市民オーケストラのコンサート
- ・ 日本から ASEAN 諸国に渡航して行う5日間のワークショップ
- ・ 防災に取り組むコミュニティ組織の連絡会議
- ・ 1か国に ASEAN 諸国の市民代表が集って行う会議

#### (2) 対象期間

【第1回募集】2019年4月1日以降に開始し、2020年3月31日までに完了する事業。

【第2回募集】2019年10月1日以降に開始し、2020年3月31日までに完了する事業。

2020年度は募集を行わない可能性があります。

- (3) 対象としない事業
- ア 日本文化紹介を主目的とし相互交流の要素がないもの
  - イ 宗教的又は政治的な目的のために利用されるもの
  - ウ 営利を目的として実施されるもの
  - エ 自然科学、医学、工学分野を専らとするもの
  - オ 布教活動、政治活動、選挙活動、特定の主義・主張・政策の普及を直接の目的とするもの
  - カ 事業の成果が特定の者のみの利益に寄与すると認められるもの
  - キ 資本金・基金の募集、債務の救済、寄付、広告、助成金や賞の創設に関わるもの
  - ク 建物・記念碑等の設計、建築に関わるもの
  - ケ 設備・機器、土地等の購入を目的とするもの
  - コ 日本語教育、日本研究を主目的とするもの
  - サ 観光を主目的とするもの

(4) 選考方針

提出された申請書類に基づき主に以下のような観点から総合的に審査をし、採否を決定します。

- ア アジアセンターの活動目的に合致しているか
  - イ 国を超えた共同・協働の要素が認められるか
  - ウ 将来に向けた新たな事業への展開や発展の可能性があるか
  - エ 事業のテーマや内容に先駆的要素があるか
  - オ 市民レベル・地域レベルの交流の裾野を広げるものであるか
  - カ 国際交流の基盤整備という観点から、アジア地域における国際交流の担い手となる人材の育成や日本とASEAN 諸国間の市民同士のネットワーク構築につながるか
  - キ アジアセンターが支援する必要性があるか
  - ク 事業の実現可能性及び有効性があるか
  - ケ 予算計画が妥当か
  - コ 事業実施地の安全状況に問題がないか
- 次に掲げるような事業は、審査の際に優先順位が低くなります。
- ア 毎年、同じ参加者による同じような内容の事業が繰り返し実施されるもの
  - イ 文化交流の中でも技術協力的な側面が強いもの
  - ウ 全体の計画において対象国以外の国の個人・団体の関与の割合が高いもの
  - エ 申請事業の実施時期と同一の年度内に既に国際交流基金の助成を受けている申請団体からのもの
  - オ 交流の主体が小学生以下のもの

#### 4 申請資格

- (1) 日本に活動拠点をおく団体であること。個人に対する助成は行いません。
- (2) 本プログラムでは年 2 回の募集を行いますが、第 1 回募集で採用となり助成を受けた団体は、同一年度内の第 2 回募集には申請できません。
- (3) 以下の団体は申請資格がありませんのでご注意ください。
  - ア 日本国（行政機関等の国家機関）、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人（以下「国等」という。）
  - イ 国等の設置する教育機関、研究機関その他国等に属する組織・団体、施設等（国等が設立に関与する組織・団体であっても、社団法人や財団法人等、固有の法人格を持つ団体は含まない。）
  - ウ 外国政府（省庁等の行政機関）及び外国政府の在外公館
  - エ 日本国が拠出している国際機関
- (4) 「独立行政法人国際交流基金反社会的勢力への対応に関する規程」（平成 27 年度規程第 52 号）第 2 条第 2 項第 1 号に定める反社会的勢力に該当しないこと。

海外からの申請については、ASEAN 地域に所在する国際交流基金海外事務所が運営する助成があります。インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマーの国際交流基金海外事務所にお問い合わせください。

同一の事業に対し、国際交流基金及び国際交流基金海外事務所の運営している他の助成プログラムと重複して申請することはできません。

#### 5 助成内容

- (1) 助成額・助成対象項目

下記ア～ウの項目を助成します。下記以外の項目に助成金を支出・流用することはできません。助成金額は、原則として150万円を上限とします。助成金額は査定の上、個々の事業の内容や必要性に応じて上限額内で決定します。

また、アジアセンターは事業経費の全額を助成することはありません。財源にアジアセンター以外の資金（自己資金、他の財源や助成金等）があることを申請の条件とします。民間企業からの協賛金や、民間の支援団体・地方公共団体等からの支援金・補助金等は積極的に活用の上、資金調達を計画してください。

<助成対象項目>

ア 移動費（国際交通費・一部の国内交通費）

イ 宿泊費

ウ 会場・機材使用料

<留意点>

ア 移動費

- ・ 国際交通費とは、空・陸・水路を使った国際移動に要する運賃を指します。航空券の場合、付随する費用として航空保険特別料金、燃油特別付加運賃及び出国税・空港税・旅客施設使用料、航空券発券手数料も含まれます。ただし、査証（ビザ）代、旅行保険料、超過手荷物料金は対象になりません。事業の必要に応じて複数回の渡航も認めます。
- ・ 国内交通費とは、一国内での中長距離の移動（原則として1回の移動につき移動距離50km以上）に要する運賃を指します。車両を借り上げる場合は距離に関わらず対象となりますが、見積書と併せてその必要性を明記してください。事業実施において妥当と判断される場合に限り、助成金からの支出が認められます。
- ・ 航空賃はエコノミー割引運賃を上限とします。鉄道運賃は、乗車券及び指定席特急料金を上限とします。グリーン料金は自己資金等で負担してください。
- ・ 国内・海外を問わず、タクシー代、ガソリン代、駐車場代は助成対象とはなりません。

イ 宿泊費

- ・ ホームステイなどの「体験料」や「謝礼金」、飲食に係る経費は宿泊費として認められません。
- ・ アーリーチェックイン、レイトチェックアウトに係る費用は助成対象とはなりません。
- ・ 宿泊手配に係る手数料は助成対象です。

ウ 会場・機材使用料

- ・ 事業に必要な会場や機材のレンタル料を指します。付随するオペレーターや運営スタッフに係る人件費は助成対象とはなりません。
- ・ 物品の購入費や運搬費用、飲食に係る経費（レセプション費用、茶菓代等）は助成対象外です。

エ 全体に係る留意点

- ・ いずれの助成対象項目も、助成申請時に提出された予算書と見積書、国際交流基金の基準に則って助成額を決定します。積算根拠を伴わない経費については、助成対象とならない場合がありますので、予算書には必ず見積書を添付してください（詳細は8ページを参照）。
- ・ 外貨での支払いが想定される場合は、原則として予算書作成時点のレートで日本円に換算して予算書に記載してください。また、その換算レートを示す書類を見積書と一緒に提出ください。

(2) 支給方法

助成金の振込先となる申請団体名と同一名義の銀行口座が必要です。個人口座に助成金を振り込むことはできませんのでご注意ください。

助成金は原則として事業の実施前と実施後に分割して支払います。

ア 事業実施前の支払

- ・ 採用決定後、助成対象者から所定の様式による「助成金交付受諾書」及び「助成金支払申請書」の提出をもって、交付決定額の3分の2を上限として支払います。
- ・ 「助成金交付受諾書」「助成金支払申請書」の提出時に事業全体又は主要部分が終了している場合は、事業終了後に適正な報告書を国際交流基金で受理、確認した後に一括して支払うことがあります。

イ 事業終了後の支払

- ・ 事業の終了後、適正な報告書を国際交流基金で受理、確認した後に支払います。
- ・ 報告書提出時には、助成金から支出された全ての経費について、領収書等、適正な支払証拠書類の提出が必要となります。会計報告書とともに適正な支払証拠書類が提出されない場合は、当該

部分について助成金額を減額します。

- ・ 最終的な助成金額は、実際に発生した費用を超えることはありません。実際の費用又は適正な支払証拠書類の提出があった金額の合計額が助成決定額を下回る場合、助成額を減額します。

## 6 申請手続

### (1) 申請書類

ア 申請書類フォーマットは、以下のウェブサイトから入手可能です。

<http://www.jpf.go.jp/j/program/index.html>

イ 申請に必要な書類は以下 ~ のとおりです。 ~ の番号順にそろえた書類一式(1部)を提出してください。

~ のいずれかを欠く申請は、申請書不備として審査対象とならない場合があります。必要があれば、下記以外に事業内容を補足するための参考資料を添付していただいても構いません。申請書類の記入方法、作成方法の詳細は、6ページからの「申請書類の作成上の注意」及び「申請書類記載要領」をご参照ください。

申請書 (所定の書式)

申請する助成対象項目(移動費、宿泊費、会場・機材使用料)の積算根拠となる書類

主要な協力者、参加者からの協力同意文書

事業実施責任者及び主要な協力者、参加者の経歴

申請団体の定款又はこれに準ずる書類

申請団体の活動内容、過去の事業実績及び財政状況を記した書類

(代表者が未成年の場合のみ)同意書 (所定の書式)

### (2) 提出先

申請書類は以下の担当課まで、書留、配達記録郵便、宅配便、バイク便等、配達記録できる手段で提出してください。封筒には、朱書きで「アジア・市民交流助成 申請書」と明記してください。FAX、e-mail、持参、直接投函での申請は受け付けません。(宅配便やバイク便を利用する場合は、提出締切日の18:00までに配達完了すること)

〒160-0004 東京都新宿区四谷4-16-3  
 独立行政法人国際交流基金 アジアセンター  
 文化事業第2チーム アジア・市民交流助成 係  
 電話：03-5369-6025

### (3) 提出締切日

【第1回募集】 締切：2018年12月3日(必着)

対象：2019年4月1日以降に開始し、2020年3月31日までに完了する事業

【第2回募集】 締切：2019年6月3日(必着)

対象：2019年10月1日以降に開始し、2020年3月31日までに完了する事業

## 7 結果通知

採否は下記の時期に書面により通知します。審査の途中経過及び採否理由等についてのお問合せには一切応じられませんので、ご了承ください。助成決定となった場合、申請者は通知を受けてから1か月以内に、受諾するか辞退するかを選択できます。1か月以内に受諾の意思表示がされず、理由の説明もない場合は、助成決定を辞退したものとみなします。

【第1回募集】2019年4月下旬(予定)

4月に開始する事業については、採否結果通知の発送が事業開始後になることがありますので、ご注意ください。

【第2回募集】2019年9月下旬(予定)

## 8 助成対象者の義務

助成決定に伴い、助成金の交付を受けた団体には、次の(1)～(5)が義務づけられます。これらが守られていないと判断される場合は、助成を中止あるいは取り消す場合がありますのでご注意ください。また、助成金の受給や使用に関して不正行為があったときは、助成金の交付の取消や返還命令(加算金を含む)その他一定期間の申請資格停止等の措置をとり、場合によっては刑事罰が課されることがあります。

- (1) 助成事業は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、同法施行令、その他国際交流基金の関係法令及び規程に従って実施すること。

- (2) 助成対象になった事業の実施に際して、アジアセンターから助成を受けた旨を明記し、所定のロゴマークをウェブサイト、ポスター、チラシ、カタログ、議事録等の広報物・報告書等に掲載すること。また、それらの広報物・報告書等については、事業報告書と合わせてアジアセンターに提出すること。
- (3) 渡航先の治安情勢の確認等、事業参加者の安全の確保に対する十分な措置をとること。
- (4) 事業終了後2か月以内に、実施された事業の概要と成果及び収入と支出の内容について、所定の様式による報告書を作成し提出すること。
- (5) 事業計画に変更が生じた場合や予算・助成対象費目に変更が生じた場合、変更内容を明記した変更承認願（所定の様式）を速やかに提出し、事前に承認を得ること。

## 9 事業に関する情報の公開

- (1) 採用された場合、申請者・団体の名称、事業の概要等の情報は、国際交流基金事業実績、年報、ウェブサイト等において公表されます。
- (2) 「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)に基づく開示請求が国際交流基金に対してなされた場合には、同法に定める不開示情報を除き、提出された申請書類は開示されます。

## 10 個人情報の取扱い

- (1) 国際交流基金は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第59号)ほか、各国・地域等の個人情報保護にかかわる法律を遵守し、個人情報を取り扱う際には、適正な収集・利用・管理を行います。国際交流基金の個人情報保護への取組については、以下のウェブサイトをご覧ください。  
(日本語) <http://www.jpff.go.jp/j/privacy/> (英語) <http://www.jpff.go.jp/e/privacy/>
- (2) 申請書・添付書類、及び事業報告書・成果物等に記入された情報は、採否審査、事業実施、事後評価等の手続のほか、次のような目的で利用します。
  - ア 採用者の氏名、性別、職業・肩書、所属先、事業期間、事業内容等の情報は、国際交流基金の事業実績、年報、ウェブサイト等の公表資料への掲載、統計資料作成に利用されます。また、国際交流基金事業の広報のため、報道機関や他団体に提供することがあります。
  - イ 採用事業の事業実施地に所在する国際交流基金の海外事務所や日本大使館・総領事館等の在外公館にも、事業概要とともに、これらの情報を提供することがあります。
  - ウ 申請書、添付書類及び事業報告書・成果物等は、採否審査、事後評価等のため、外部有識者等の評価者に提供することがあります。提供する際、評価者の方には個人情報の安全確保のための措置を講じていただくようにしています。
  - エ 事業終了後に、本件事業に関するフォローアップのためのアンケートをお願いする場合があります。
  - オ 申請書に記入される連絡先に、国際交流基金が行う他の事業についてご連絡を差し上げることがあります。
- (3) 国際交流基金に提出された事業報告書・成果物等は、国際交流基金事業の広報のため、公開することがあります。
- (4) これらの個人情報の取扱いについては、申請者より事業関係者にも事前にご説明くださるようお願いいたします。
- (5) 本プログラムに応募された方は、上記の個人情報の取扱いに同意したものとみなします。

## 11 海外での事業実施上の安全確保について

- (1) 海外での事業の実施にあたっては、関係者の安全な海外渡航・滞在のために、外務省海外安全ホームページから現地の安全情報を入手・確認してください。  
外務省海外安全ホームページ：<http://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>
- (2) 海外に渡航する際には「たびレジ」に登録し、海外におけるより一層の安全確保に努めてください。  
「たびレジ」：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

## 12 問い合わせ先

独立行政法人国際交流基金アジアセンター 文化事業第2チーム アジア・市民交流助成 係  
〒160-0004 東京都新宿区四谷4-16-3  
電話：03-5369-6025 FAX：03-5369-6141 E-mail:jfac-grant@jpf.go.jp

## 申請書類作成上の注意

- 1 申請書の原本 1 部及びコピー 1 部（添付資料を含む）をご提出ください。なお、提出された申請書類は返却しませんので、申請する際には、必ず申請者用のコピーをお手元に残しておいてください。
- 2 記入例をよくご参照のうえ、必要事項を漏れなくご記載ください。
- 3 申請書は原則として手書きではなくパソコン等で入力したものを出力して提出してください。やむを得ず手書きで作成する場合は、判読しやすい文字で記入してください。
- 4 所定の書式以外で作成された申請書は審査の対象になりません。
- 5 申請書類はすべて日本語若しくは英語で記入、作成してください。その他の言語でかかれた資料を提出する場合は抄訳を添付してください。
- 6 ホチキス止めをせずに提出してください。
- 7 申請書類提出後、申請団体概要に変更が生じた場合には、速やかにお知らせください。
- 8 人名は、パスポートの表記に合わせてご記入ください。パスポートをお持ちでない方については、運転免許証等、所在国における公的な身分証明書の表記に合わせてください。
- 9 申請書のフォーマットは、ウェブサイトから入手可能です。  
<http://www.jpff.go.jp/j/program/index.html>

## 申請書類記載要領

申請書類は、以下の各書類が全て揃っている必要があります。（ は必要な場合のみ）

### 申請書（所定の書式）

申請する助成対象項目（移動費、宿泊費、会場・機材使用料）の積算根拠となる書類

主要な協力者、参加者からの協力同意文書

事業実施責任者及び主要な協力者、参加者の経歴

申請団体の定款又はこれに準ずる書類

申請団体の活動内容、過去の事業実績及び財政状況を記した書類

（代表者が未成年の場合のみ）同意書（所定の書式）

20 歳以上であっても、学生等の青少年から構成される団体の場合は代表者の年齢を確認できるもののコピー

### 申請書（所定の様式）

#### 1 事業名称

対外的に使用する事業名称を記入してください。事業内容が具体的にわかるような、50 字以内の簡素な名称が望ましいです。英語名称がない場合は、日本語のみで結構です。

#### 2 申請団体概要

- ・ 申請団体は必ず 1 団体としてください。複数団体が共同で事業を行う場合は、代表となる 1 団体が申請し、他の団体については、主要な参加・協力団体及び個人の欄に記入してください。
- ・ 団体印がある場合は団体名称の欄の右側に押印してください。団体印がない場合は代表者印でも可とします。
- ・ 申請団体代表者とは、申請団体の運営について最終的に責任を有する者で、国際交流基金に対して正式に助成金の申請を行ったことを保証し、その申請について責任を有する地位にある者を指します。
- ・ 事業実施責任者とは、申請事業の実際の実施・運営について責任を有する担当者を指します。
- ・ 経理責任者とは、申請団体の経理処理の責任を有する者で、助成金の管理・支出にあたり責任を有する者を指します。申請団体代表者、又は事業実施責任者が経理責任者を兼任することはできません。
- ・ 申請団体代表者、事業実施責任者、経理責任者の欄には必ず各人の押印若しくは署名（直筆）をしてください。

#### 3 申請事業の概要

事業の概要（実施目的、実施内容、対象者、期待される成果等）を 200 字以内で簡潔に説明してください。詳しい事業内容は、「11 事業内容」の欄に記述してください。

#### 4 事業経費・助成申請額

事業実施に要する全ての経費と、アジアセンターへ申請する助成額を記入してください。

#### 5 事業実施予定期間

- ・ 事業の開始及び終了の年月日を、1 ページ目の「3 (2) 助成期間」で定める範囲内において記入してください。
  - ・ イベント・会議・セミナー等、短期間で事業が終了する場合でも、事前の準備や事後の報告書の作成期間等も含める形で、前後に余裕を持って設定してください。
  - ・ 助成金からの支出が見込まれる経費の発生が、この期間内に収まるようにしてください。
- 6 事業実施日程  
準備～実施～事業終了までに行われる主要な会合や実施事業の日程、参加者及び実施場所等を、時系列に沿って記入してください。必要であれば、事業実施予定期間前後の活動も記載いただいて構いません。
- 7 主要な協力者、参加者  
計画策定やその実施に携わる他の団体や個人について、団体・個人名、国名、並びに事業における役割を簡潔に記入してください。特に、助成申請額に移動費や宿泊費が含まれる場合には、その対象者を明記してください。また、の協力同意文書に対応する番号を記入してください。
- 8 過去における国際交流基金からの助成実績  
過去に国際交流基金から助成を受けている場合は、助成を受けた年度、助成プログラム名、事業名、助成を受けた金額を記入してください。
- 9 広報計画、作成予定の広報物  
事業のために予定している広報計画や、作成予定の広報物（チラシ・ポスター・ウェブサイト等）を記載してください。採用された場合、広報物にはアジアセンターから助成を受けた旨を明記すると共に、所定のロゴマークを掲載していただきます。
- 10 予算書  
  - ・ 申請事業の予算計画について記入例を参考にして出来るだけ詳しく、経費項目ごとに記入してください。
  - ・ 助成申請をする経費項目については、その予算の内訳を示す積算根拠を示してください。積算根拠と数字が異なる場合は、査定の際に少ない方の数字を適用します。
  - ・ 助成額・対象項目に関する留意点等は、2 ページ目「5 助成内容」もご参照ください。
  - ・ 他からの資金がある場合は、申請書「収入」項目の「他の財源」の箇所に詳しく記入してください。
  - ・ 必要に応じて、行を追加又は削除しても構いません。
- 11 事業内容  
事業内容の説明は、助成の採否を決定する上で最も重要な部分です。事業が有意義なものであっても、説明が十分でない採否の決定にあたって優先順位は低くなりますのでご注意ください。事業内容の作成にあたっては、以下の諸点を必ず含めて、出来るだけ具体的に記述してください。所定の記入欄に収まらない場合には、A4 サイズの別紙を適宜添付してください。
- (1) 事業実施のきっかけ  
申請事業を企画するに至った経緯や、これまで交流相手の団体との関係をどのようにして構築してきたか等について記述してください。
  - (2) 事業の目的  
事業の実施目的や意義、達成目標。事業の「内容」ではなく、事業が達成しようとしている「目的」について、できるだけ具体的に記述してください。
  - (3) 事業の内容  
実施する事業の内容について、イベント当日のプログラム、イベント前の調査、イベント後のフォローアップを含めた全体計画を詳細に記述してください。申請書を作成する時点で未定の場合は、計画段階の内容を記述してください。採用後、申請書から変更が生じた場合は、事業実施前に変更承認の手続きが必要です。変更内容によっては承認されなかったり、助成金が減額されたりする場合がございますのでご注意ください。
  - (4) 主要な協力者、参加者  
「7 主要な協力者、参加者」の欄に記載された団体/個人について、経歴や事業における役割等についてより詳細に記述してください。事業参加者の情報は審査において重要な要素なので、必要に応じて別添のリストにする等して詳細情報を提出してください。中でも特に重要な協力者、参加者については「経歴」も添付してください。事業参加者を外部から募る場合には、どのような参加者を想定しているか、参加者の募集方法や選考方針等について記述してください。
  - (5) 期待される成果とその普及方法  
日本及び ASEAN 地域で期待される具体的な成果の内容と、その公表・普及の方法について記述してください。

- (6) 準備状況  
協力者（団体・個人）との連絡状況、参加者の募集、実施場所の選定、収入予算の見込み等、現在までの準備状況と今後の予定について具体的に記述してください。
- (7) 事業目的達成の評価基準  
(2)の「事業の目的」の達成度を測る具体的な基準（申請団体以外の参加者や来場者によるアンケート結果、参加者の数、第三者による評価等）を記載してください。
- (8) 今後の展望  
事業の成果を、今後どのように展開していくのか具体的に記述してください。

**申請する助成対象項目（移動費、宿泊費、会場・機材使用料）の積算根拠となる書類**

見積書（コピー可）等、積算根拠を示す書類を添付してください。また、「申請書」の「10 予算書」の各費目と対応づける番号を付してください。見積書の添付が困難な場合は、料金表等インターネット上の公開情報等でも可としますが、自作の見積書は認められません。内訳が示されていないもの（例えば宿泊費の場合、部屋の単価や人数、泊数が不明で合計金額だけが示されているもの）は、金額の妥当性を審査することができないため認められません。

**主要な協力者、参加者からの協力同意文書**

申請事業に関する協力について主要な協力者（団体・個人）、主要参加者が合意をした旨を記す文書（コピー可）を添付してください。文書には具体的な協力の内容を記すと共に、協力者、参加者の押印又は署名が必要です。書式は自由ですので、既に取り交わしている共催契約書、協定書、合意書でも可です。

**事業実施責任者及び主要協力者、参加者の経歴**

事業実施責任者、主要な協力者、参加者の経歴を提出してください。特に、申請事業に係る過去の実績（イベント開催、制作物、受賞歴や過去の所属等）があれば記載してください。

**申請団体の定款又はこれに準ずる書類**

申請団体が、財団である職業訓練法人、医療法人、学校法人及び私立学校法に基づく法人の場合には寄附行為を提出してください。それ以外の法人格を持つ団体は、定款を提出してください。任意団体のように法人格を持たない団体の場合には、団体名での口座開設の際に提出した規約や会則を提出してください。

**申請団体の活動内容、過去の事業実績及び財政状況を記した書類**

申請団体の組織（役職員構成、その他構成員の人数等）、沿革、活動内容、過去の事業実績、財政状況がわかる資料を提出してください。これらの全てが反映されている資料であれば、年報やパンフレット類で代用することも可能です。

**（代表者が未成年の場合のみ）同意書（所定の書式）**

申請団体の代表者が申請時点において未成年の場合に提出してください。代表者が20歳以上（成年者）であっても、学生等の青少年から構成される団体の場合は、代表者の年齢を確認できるもの（運転免許証、健康保険の被保険者証、生年月日が記載されている学生証等）のコピーを添付してください。

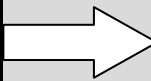
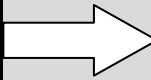
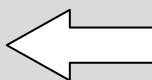
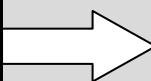
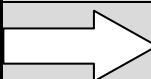
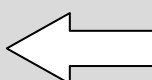
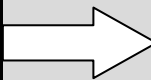
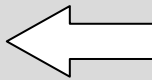
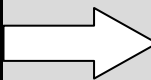

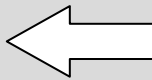
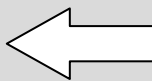
以下は切り取って、宛名ラベルとしてお使いいただけます。

〒160-0004  
東京都新宿区四谷4-16-3  
  
国際交流基金 アジアセンター  
文化事業第2チーム アジア・市民交流助成係行  
  
【アジア・市民交流助成申請書類在中】

〒160-0004  
東京都新宿区四谷4-16-3  
  
国際交流基金 アジアセンター  
文化事業第2チーム アジア・市民交流助成係行  
  
【アジア・市民交流助成申請書類在中】



【ご参考：アジア・市民交流助成プログラム 手続きの流れ】

助成対象者	国際交流基金 アジアセンター
電話、メールでの申請に関する問い合わせや相談 〔随時受付〕	
「申請書」の送付	
	「助成金交付決定通知書」の送付 関連書類一式を含む
「助成金交付決定受諾書/交付申請取下げ書」 の提出 提出期限：「助成金交付決定通知書」の受領後 30 日以内	
「助成金支払申請書」の提出 提出期限：事業実施の 2 ヶ月前（遅くとも 1 ヶ月前）	
	助成金の銀行振込み（1 回目）
事業計画に変更が生じた場合は 「変更承認願」の提出	
	「変更承認書」の発出
事業詳細（開催日時・場所・内容）の連絡 期限：事業開始の 2 週間前まで	
< 事業実施 > 助成対象経費の支出に関する領収書等保管 広報物等に本助成を受けた旨を記載、ロゴを掲載	
「事業報告書」「会計報告書」の提出 提出期限：助成対象事業の終了から 2 ヶ月以内	
	提出書類の審査 < 助成金確定手続き >
	「助成金確定通知書」の送付
	助成金の銀行振込み（2 回目）
<p>&lt; 助成手続きの完了 &gt;                      助成金確定額が事前払い額を下回る場合は、                      その差額を基金指定の銀行口座へ所定の期日までに返還してください。                      返還の確認をもって助成手続きが完了します。</p>	



**5 事業実施予定期間**

事業期間	自：           年    月    日    ~    至：           年    月    日
------	---

事前の準備や事後の報告書の作成期間なども含める形で、また、助成金からの支出が見込まれる経費の発生がこの期間内におさまるように、前後に余裕を持って設定してください。

**6 事業実施日程（主な会合や実施日程案及び場所）**

日程	内容	場所

**7 主要な協力者、参加者**

団体・個人名、国名	人数	事業における役割	助成対象者 ( )	同意書 番号
(1) 協力者(事業の企画・実施に携わる団体及び個人。共催者含む)				
(2) 想定される事業参加者(団体及び個人)				
(3) 波及効果が期待される層				

移動費や宿泊費を助成申請する場合は、その対象者に を付してください。

**8 過去における国際交流基金からの助成実績（年度、プログラム名、事業名、助成金額）**

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アジア・市民交流助成               <table style="width: 100%; margin-left: 20px;"> <tr> <td>H (    ) 年度 事業名：</td> <td>助成金額：</td> </tr> <tr> <td>H (    ) 年度 事業名：</td> <td>助成金額：</td> </tr> <tr> <td>H (    ) 年度 事業名：</td> <td>助成金額：</td> </tr> </table> </li> <li>・ その他</li> </ul>	H (    ) 年度 事業名：	助成金額：	H (    ) 年度 事業名：	助成金額：	H (    ) 年度 事業名：	助成金額：
H (    ) 年度 事業名：	助成金額：					
H (    ) 年度 事業名：	助成金額：					
H (    ) 年度 事業名：	助成金額：					

**9 広報計画、作成予定の広報物（チラシ、ポスター、ウェブサイト等）**

--

10 予算書

支出						
経費項目 (単価、回数、人数、渡航者など 具体的に記述)	アジアセンターへ の助成申請額	申請団体の 自己資金	他財源 (助成申請予定 も含む)	合計	証書番号	
移動費						
	小計	円	円	円	円	
宿泊費						
	小計	円	円	円	円	
会場・機材使用料						
	小計	円	円	円	円	
その他の経費						
	小計	円	円	円	円	
<b>合計額</b>	A 円	B 円	C 円	円		

収入		金額
A	アジアセンターへの助成申請額	円
B	申請団体の自己資金	円
	申請事業から見込まれる収入（入場料収入、参加費など）	円
		円
C	他財源（名称、申請中 / 確定の別を記載）	円
		円
		円
合計額		円

**11 事業内容（詳細）**

(1)	事業実施のきっかけ
(2)	事業の目的
(3)	事業の内容
(4)	主要な協力者、参加者

(5)	期待される成果とその普及方法
(6)	準備状況
(7)	事業目的達成の評価基準
(8)	今後の展望

事業内容の記述にあたっては〔申請書類記載要領〕-11.をご参照の上、必要事項を漏れなく記入してください。所定の記入欄に収まるように記入し、枠内に収まらない場合には適宜A4サイズの別紙を添付してください。

**添付資料（送付漏れがないか、必ず下記の項目にチェックを入れてご確認ください）**

- 申請した予算の各項目の説明、及び積算根拠となる書類（見積書）
- 主要な協力者、参加者からの協力同意文書
- 事業実施責任者及び主要協力者、参加者の経歴
- 申請団体の定款又はこれに準ずる書類
- 申請団体の活動内容、過去の事業実績及び財政状況を記した書類
- 同意書（代表者が未成年の場合のみご提出ください）

以上

同意書

年 月 日

独立行政法人国際交流基金御中

法定代理人氏名 \_\_\_\_\_ 印又は署名

続柄 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

私は、

氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年齢 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

が、次に掲げる一切の行為を行うことについて、法定代理人（他に共同親権者がいる場合は、私が共同親権者の代表者）として、同意します。

- ・ 下記1の団体の代表者に就任する（就任した）こと。
- ・ 同団体の代表者として、国際交流基金の下記2のプログラムに対し、下記3の事業のための助成金の交付を申請すること。
- ・ 助成金交付申請に対し、国際交流基金が助成金交付決定を行った場合には、同団体の代表者として、国際交流基金の助成金交付決定を受諾し、又は申請を取り下げること。
- ・ 国際交流基金の助成金交付決定を受諾した場合には、同団体の代表者として、助成金交付決定通知の内容及び助成金交付条件に従って誠実に事業を実施し、同決定通知及び助成金交付条件に定める義務を履行すること。

記

1 団体名： \_\_\_\_\_

2 プログラム名： \_\_\_\_\_

3 助成金の交付を申請する事業の名称： \_\_\_\_\_

以上

**記入例**

2019 (平成31) 年度用

**アジア・市民交流助成プログラム  
申請書**

独立行政法人国際交流基金理事長 殿 年 月 日

独立行政法人国際交流基金プログラム・ガイドラインに従い、下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

**1 事業名称 (和文: 50字以内)**

(和文)	第3回 瀬戸内国際サイクリング大会 2019 (17文字)
(英語/原語) アルファベット表記	Setouchi Cycling 2019

**2 申請団体概要**

団体名称	(和文) 瀬戸内サイクリング振興協議会 (英文/原語) <span style="float: right;">印</span>
住所、連絡先	〒***-**** 愛媛県今治市別宮町1-**-* Tel: 0898-**-**** Fax: ****-**-**** e-mail: ****@***.jp
団体種別 (法人格)	特定非営利活動法人 社団法人 財団法人 <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体 その他 ( )
設立年	2014年4月
主な財政基盤 と年間予算	財政基盤: 自治体からの補助金、企業からの協賛金 年間予算: 500万円
団体のウェブサイト	http://www.***.org/
申請団体代表者	役職名: 代表 氏名: 村上 ** <span style="float: right;">印又は署名</span> 生年月日: 1962 年6月2日 ( 56歳) 未成年の場合、別添の同意書が必要。
事業実施責任者	役職名: 大会実行委員長 氏名: 田中 ** <span style="float: right;">印又は署名</span> Tel: 090-****-**** e-mail: ****@***.jp
経理責任者 <small>申請団体代表者又は事業実施責任者との兼任は不可</small>	役職名: 経理 氏名: 鈴木 ** <span style="float: right;">印又は署名</span>

**3 申請事業の概要 (200字以内)**

しまなみ海道を含め魅力的なサイクリングロードを擁する瀬戸内エリアの国際的な認知度を高め、また自転車を通じた国際交流を図るため、近年自転車熱の高まりを見せるアジア地域を中心に自転車愛好家を招き2ヶ所でライドイベントを開催する。交流会やワークショップを通して日本を理解してもらうとともに、互いの国の自転車文化や抱える課題について理解を深める。  
(169文字)

**4 事業経費・助成申請額**

A	アジアセンターへの助成申請額	1,416,510円
B	自己資金 (事業からの収入を含む)	5,361,920円
C	他の財源	1,000,000円
事業総経費		7,778,430円



5 事業実施予定期間

事業期間	自： 2019 年 4 月 1 日 ~ 至： 2019 年 12 月 31 日
------	---

事前の準備や事後の報告書の作成期間なども含める形で、また、助成金からの支出が見込まれる経費の発生がこの期間内におさまるように、前後に余裕を持って設定してください。

6 事業実施日程（主な会合や実施日程案及び場所）

日程	内容	場所
2019/4/5	キックオフミーティング	今治市役所内
2019/7月頃	エントリー開始	
2019/9/8	事前ミーティング	今治市役所内
2019/10/10	<しまなみ海道ライド> チームマーライオン、アグスさんサイドさん来日	しまなみ海道周辺
2019/10/11	イベント準備・交流会実施	
2019/10/12	AM: オープニングイベント PM: 今治～大三島少年の家(約50km)	
2019/10/13	AM: xx神社と神楽の見学 PM: 大三島1周～生口島(約60km) 夕食後、ワークショップ開催	
2019/10/14	AM: 生口島～尾道(約20km) PM: 閉会式後、解散	
2019/10/17	チームマーライオン・アグスさんサイドさん帰国	
2019/11/21	<小豆島ライド> チームペトロナス、呉さん来日	小豆島周辺
2019/11/22	イベント準備・交流会実施	
2019/11/23	AM: 神戸港～小豆島坂出港に移動 オープニングイベント PM: 坂出港～xx温泉(約50km) 道中、島に点在するアートを巡る。夕食後、講演会及びワークショップ開催	
2019/11/24	AM: xx温泉～坂出港(約40km) PM: 閉会式後、フェリーにて神戸港へ移動・解散	
2019/11/26	チームペトロナス、呉さん帰国	
2019/12月中旬	報告会開催(愛媛・香川) 事業報告書完成	今治市役所 香川県庁内

7 主要な協力者、参加者

団体・個人名、国名	人数	事業における役割	助成対象( )	同意書番号
(1) 協力者(事業の企画・実施に携わる団体及び個人。共催者含む)				
チームマーライオン(シンガポール) Lin xx、Lee xx、Chua xx、未定、未定 Agus Suratno、Said Hartono(インドネシア)	5	<しまなみ海道> ゲストライダー		
	2	<しまなみ海道> ゲストライダー、自国での情報発信		
チームペトロナス(マレーシア) Mahathir xx、Abdullah xx、Mohd Najib xx	3	<小豆島ライド> ゲストライダー、自国での情報発信		
Wu Haokang(呉浩康)(台湾)	1	<小豆島ライド> ゲストライダー、講演		
チームスカイブルー(日本)	10	ワークショップのファシリエータ		
株式会社xxx / 株式会社 / JA今治(日本)		協賛		

(2) 想定される事業参加者（団体及び個人）				
一般参加者（国内日本人）	500			
一般参加者（在留外国人）	100			
海外参加者（海外からの参加者）	50			
(3) 波及効果が期待される層 「Funrider」読者	50,000			

移動費や宿泊費を助成申請する場合は、その対象者に を付してください。

**8 過去における国際交流基金からの助成実績（年度、プログラム名、事業名、助成金額）**

<ul style="list-style-type: none"> <li>アジア・市民交流助成           <ul style="list-style-type: none"> <li>H ( )年度 事業名： 助成金額：</li> <li>H ( )年度 事業名： 助成金額：</li> <li>H ( )年度 事業名： 助成金額：</li> </ul> </li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>その他           <ul style="list-style-type: none"> <li>H31 (2019)年度 助成機関：一般社団法人自転車競技振興協会 助成金額：1,000,000円</li> </ul> </li> </ul>			

**9 広報計画、作成予定の広報物（チラシ、ポスター、ウェブサイト等）**

2019年5月よりポスター10,000枚を西日本の主要な駅、公共施設、スポーツ施設を中心に掲示。  
大会専用Web SiteとFacebookを創設し、大会準備の様子やライドリポートを順次公開。（日本語、英語、中国語に対応）  
事業実施後、雑誌『Funrider』に特集記事掲載。  
昨年度は、伊予新聞、讃岐新聞、瀬戸内テレビ、地元フリーペーパー「 」の取材あり。

10 予算書

支出									
経費項目 (単価、回数、人数、渡航者など 具体的に記述)		アジアセンターへの 助成申請額		申請団体の 自己資金	他財源 (助成申請予定 も含む)	合計	証書番号		
移動費	10月シンガポール 福岡 チームマーライオン ( ¥58,420 × 5名 × 1往復 )	292,100円				292,100円			
	10月ジャカルタ 福岡 アグスさん、サイドさん ( ¥70,360 × 2名 × 1往復 )	140,720円				140,720円			
	11月クアラルンプール 関空 チームベトロナス ( ¥60,790 × 3名 × 1往復 )	182,370円				182,370円			
	11月台北 関空 呉さん ( ¥51,620 × 1名 × 1往復 )	51,620円				51,620円			
	10月福岡 今治/尾道 福岡 借上バス ( ¥80,000/日 × 2日 )			160,000円		160,000円			
	11月関空 神戸港 坂出港 フェリー ( ¥7,980 × 4名 )			31,920円		91,920円			
	スタッフ国内移動費			500,000円		500,000円			
	小計	666,810円		691,920円	0円	1,358,730円			
宿泊費	10月しまなみ海道ライド ( ¥8,100 × 7名 × 7泊 )	396,900円				396,900円			
	11月小豆島ライド ( ¥8,640 × 4名 × 5泊 )	172,800円				172,800円			
	スタッフ宿泊費 ( 8,000円 × 30人 × 5泊 )			1,200,000円		1,200,000円			
	小計	569,700円		1,200,000円	0円	1,769,700円			
会場・ 機材使用料	10/11交流会会場費	100,000円				100,000円			
	11/22交流会会場費	80,000円		20,000円		100,000円			
	コース整備費・機材費			550,000円	1,000,000円	1,550,000円			
	測定システムレンタル費 ( ¥500 × 700名 )			350,000円		350,000円			
	小計	180,000円		920,000円	1,000,000円	2,100,000円			
その他の経費	広報費			700,000円		700,000円			
	通信費・印刷費			500,000円		500,000円			
	通訳費 ( ¥15,000 × 2名 × 5日 )			150,000円		150,000円			
	記念品費 ( ¥500 × 700名 )			350,000円		350,000円			
	エイドステーション設置 /食材費			600,000円	協賛企業提供	600,000円			
	ワークショップ雑費 ( ¥100,000 × 2日分 )			200,000円		200,000円			
	貨物輸送費			50,000円		50,000円			
	小計	0円		2,550,000円	0円	2,550,000円			
合計額		A	1,416,510 円	B	5,361,920 円	C	1,000,000 円	7,778,430円	

収入		金額
A	アジアセンターへの助成申請額	1,416,510円
B	申請団体の自己資金	911,920円
	申請事業から見込まれる収入（入場料収入、参加費など）	
	<しまなみ海道ライド> 一般参加者（400名）：参加料8,000円	3,200,000円
	<小豆島ライド> 一般参加者（250名）：参加料5,000円	1,250,000円
C	他財源（名称、申請中 / 確定の別を記載）	
	H31年度 一般社団法人自転車競技振興協会 xxx助成（申請中）	1,000,000円
合計額		7,778,430円

## 11 事業内容（詳細）

### (1) 事業実施のきっかけ

環境問題や健康志向の高まりから、近年世界的に自転車への関心が高まっている。アジア各国においてもモータリゼーションが進み交通渋滞と騒音・環境汚染が深刻化している一方で、都市のインフラ整備は追いついておらず、自動車に代わる輸送手段として自転車への注目度が高い。また、新たな観光体験として、街中での気軽な移動から、自然を感じるレースへの参加など、自転車での旅も人気を集めつつある。しまなみ海道は国内有数のサイクリングロードとして国際的な知名度を誇るが、増加傾向にある海外サイクリストのマナーの問題や国際観光地としての整備の遅れも指摘されるなど、課題も多い。これらの自転車をとりまく課題解決のため、国を超えた自転車文化のあり方を探る交流の場としての、国際的なライドイベント開催が待たれていた。

### (2) 事業の目的

しまなみ海道だけでなく瀬戸内エリアには良質のサイクリングコースがあり、それらを海外にアピールする契機とする。加えて、国際観光地としての課題を発見し解決への糸口を探る契機とする。また、アジア各国の自転車事情の理解に向けた双方向の交流を図り、自転車を通じた国際的なネットワークを育成する。最終的には、自転車文化を世界的に推進していくことで環境に配慮した健康的な世界の実現を目指す。

### (3) 事業の内容

しまなみ海道（3日間）と小豆島（2日間）を舞台に、自国での発信力がある海外チームや選手らを招待し日本人の有力チームや一般サイクリスト、更に在留外国人と共にファンライドを目的としたイベントを開催する。参加者は国内外の招待者20名と国内一般参加者600名、海外からの参加者50名程度を想定している。日本文化紹介の場やワークショップを開催して単なるライドイベントにとどまらない、発展性を持った場を目指す。ワークショップは下記の内容を予定している。

#### <しまなみ海道ライド>

テーマ	「無意識の“マイルール”を考える」(60分)
目的	交通法規に反していても、多くの人はそれぞれ「ここは走ってよい。逆行してよい」といった“マイルール”を無意識に作っているものである。その差異を明らかにする。
方法	国籍をバラバラにして、名くらしいグループを作る。地図にゴールとスタートを設定し、自分ならどのコースでどのように移動するかをグループで話し合う。その後、交通法規上走るべきところと別のところを走行する人が多い道は、どのよう

	<p>な問題点があるのか、どのような対策が有効か全体で考える。 招待選手らは自国でのルールや取り組み等を紹介する。</p>
<p>テーマ</p>	<p>「しまなみ海道の改善点」(45分)</p>
<p>(以下省略)</p>	
<p>(4) 主要な協力者、参加者  <u>チーム マーライオン (シンガポール)</u>                  2010年より連続してxx大会に出場している強豪チーム。12月に大会を控えているため、渡航者は8月頃決定。  <u>アグス・**、サイド・** (インドネシア)</u>                  インドネシアで人気の自転車雑誌「Funrider」発行人。自転車をファッションと組み合わせてブームを生み出した。テレビ等への出演も多く、国内での発信力が高い。  <u>チーム ペトロナス (マレーシア)</u>                  マレーシアで初のxx出場チーム。国内での自転車普及活動にも積極的。  <u>呉** (台湾)</u>                  既に現役は退いているものの台湾で初のツール・ド・xx出場選手として著名で、台湾の自転車業界における影響力が大きい。世界から台湾への自転車旅行の誘致も推進しており、愛媛県との今後の連携事業も視野に入れている。  <u>チーム スカイブルー (日本)</u>                  日本を代表する実業団チーム。サイクリストのマナー向上活動にも積極的に取り組んでいる。両ライドイベントに参加し、ワークショップではファシリエーターの役割も果たす。</p>	
<p>(5) 期待される成果とその普及方法                  瀬戸内エリアが世界に誇れるサイクリングロードを擁していることを国内外にアピールするとともに、ワークショップ等を通して外国からの視点で問題点や魅力を指摘してもらうことで、国際的な観光力の向上が期待される。また、今回のイベントを通して得られた知見を招待選手らが自国のメディア等を通じて発信することで、自転車をとりまく環境の国際的な向上につながる。</p>	
<p>(6) 準備状況                  実施日時はすでに決定し、行政機関との折衝を行っている。チラシ・ポスター等の周知ツールも準備段階で、キックオフミーティング終了後に配布を開始する。同時に各種SNSツールも立ち上げる予定。</p>	
<p>(7) 事業目的達成の評価基準                  目標数値                  一般参加者(国内日本人)：500名                      一般参加者(在留外国人)：100名                  海外参加者(海外からの参加者)：50名                  参加者にはアンケートを実施し満足度調査を行う。ポジティブな評価をする参加者が8割を超えるのが目標。                  (昨年度は75.5%が「満足」「たいへん満足」の回答)</p>	
<p>(8) 今後の展望                  日本を含め、アジア地域でのサイクリングコースの整備はまだ十分とは言えない。各国でライドイベントを開催することにより、アジア地域における自転車への認知度を上げ、環境整備を目指す。まずは3年以内にシンガポールでの開催を目標としている。                  また、自転車のマナーやルールについても国際的な枠組みづくりを目指す。当地での交通法規を優先するのが第一だが、国際ルールとして統一できるところと統一できないところを見極め、各国の違いをきちんと認識しておくことが必要である。将来的には紙だけでなく電子媒体を使った周知ツールを作成し、旅行者向けに情報が届く仕組みづくりにも取り組んでいく。                  最後に、この大会を通して国際的なネットワークを築くことで国際的な自転車ムーブメントを盛り上げ、ひいては世界の共通課題である環境や健康への問題解決につながることを期待する。</p>	

事業内容の記述にあたっては〔申請書類記載要領〕-11.をご参照の上、必要事項を漏れなく記入してください。所定の記入欄に収まるように記入し、枠内に収まらない場合には適宜A4サイズの別紙を添付

してください。

**添付資料（送付漏れがないか、必ず下記の項目にチェックを入れてご確認ください）**

- 申請した予算の各項目の説明、及び積算根拠となる書類（見積書）
- 主要な協力者、参加者からの協力同意文書
- 事業実施責任者及び主要協力者、参加者の経歴
- 申請団体の定款又はこれに準ずる書類
- 申請団体の活動内容、過去の事業実績及び財政状況を記した書類
- 同意書（代表者が未成年の場合のみご提出ください）

以上

同意書

年 月 日

独立行政法人国際交流基金御中

法定代理人氏名 \_\_\_\_\_ 印又は署名

続柄 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

私は、

氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年齢 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

が、次に掲げる一切の行為を行うことについて、法定代理人（他に共同親権者がいる場合は、私が共同親権者の代表者）として、同意します。

- ・ 下記1の団体の代表者に就任する（就任した）こと。
- ・ 同団体の代表者として、国際交流基金の下記2のプログラムに対し、下記3の事業のための助成金の交付を申請すること。
- ・ 助成金交付申請に対し、国際交流基金が助成金交付決定を行った場合には、同団体の代表者として、国際交流基金の助成金交付決定を受諾し、又は申請を取り下げること。
- ・ 国際交流基金の助成金交付決定を受諾した場合には、同団体の代表者として、助成金交付決定通知の内容及び助成金交付条件に従って誠実に事業を実施し、同決定通知及び助成金交付条件に定める義務を履行すること。

記

1 団体名： \_\_\_\_\_

2 プログラム名： \_\_\_\_\_

3 助成金の交付を申請する事業の名称： \_\_\_\_\_

以上